

1/26

岩見沢市告示 第 4 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり公告し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 3年 1月19日

岩見沢市長 松 野 哲



1. 都市計画の種類

道路

2. 都市計画を定める土地の区域

（1）変更する部分

種 別	名 称	起 点	終 点	主な経過地
街 路	3・4・22号 東17丁目通	岩見沢市3条東18丁目	岩見沢市日の出町	岩見沢市5条東17丁目

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

3. 縦覧場所

岩見沢市 建設部 都市計画課

岩見沢都市計画道路の変更（岩見沢市決定）

都市計画道路中3・4・22号東17丁目通を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・22	東17丁目通	岩見沢市3条東18丁目	岩見沢市日の出町	岩見沢市5条東17丁目	約2,510m	地表式	2	16m	幹線街路と平面交差 4箇所	

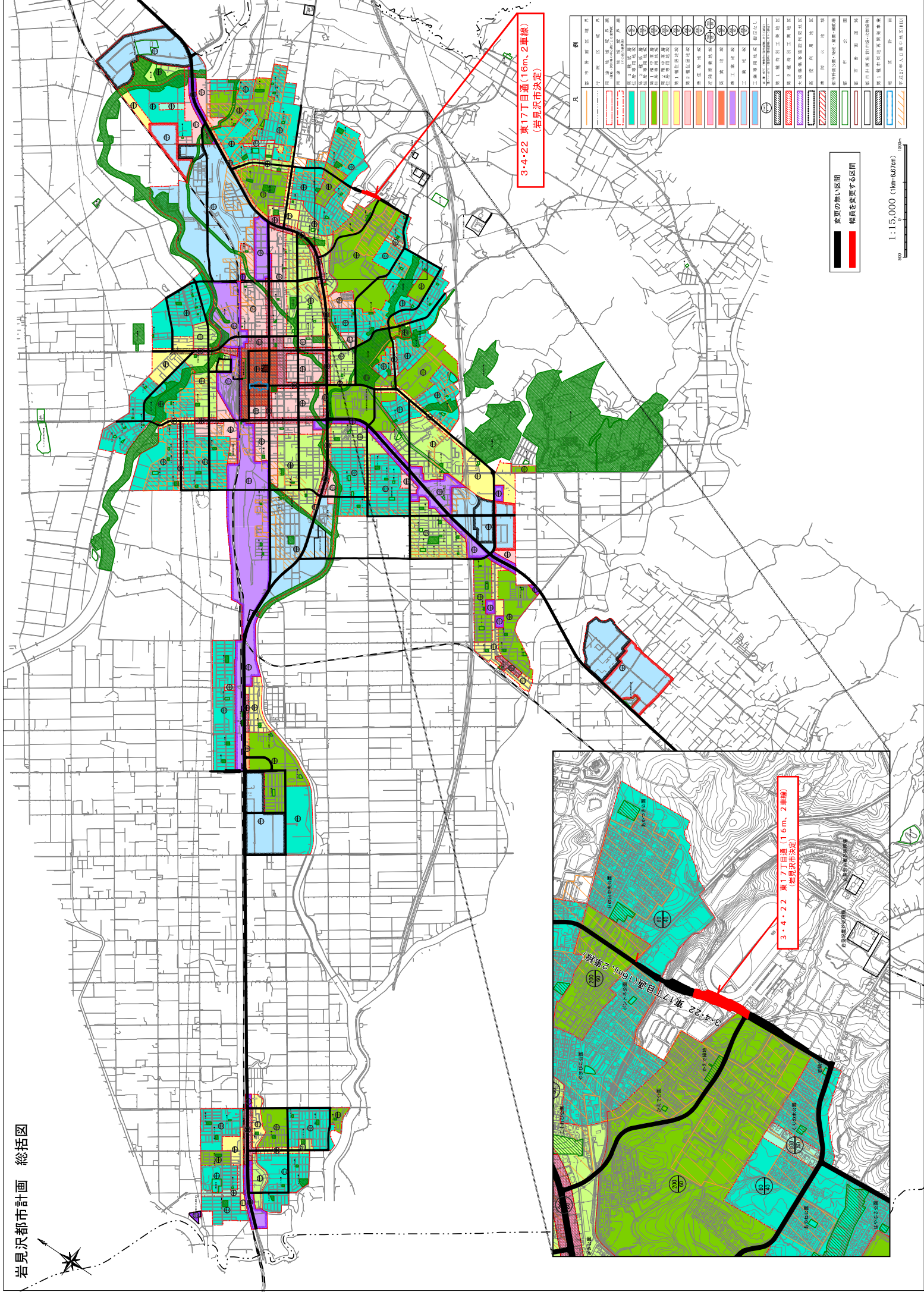
「区域及び構造は計画図表示のとおり」

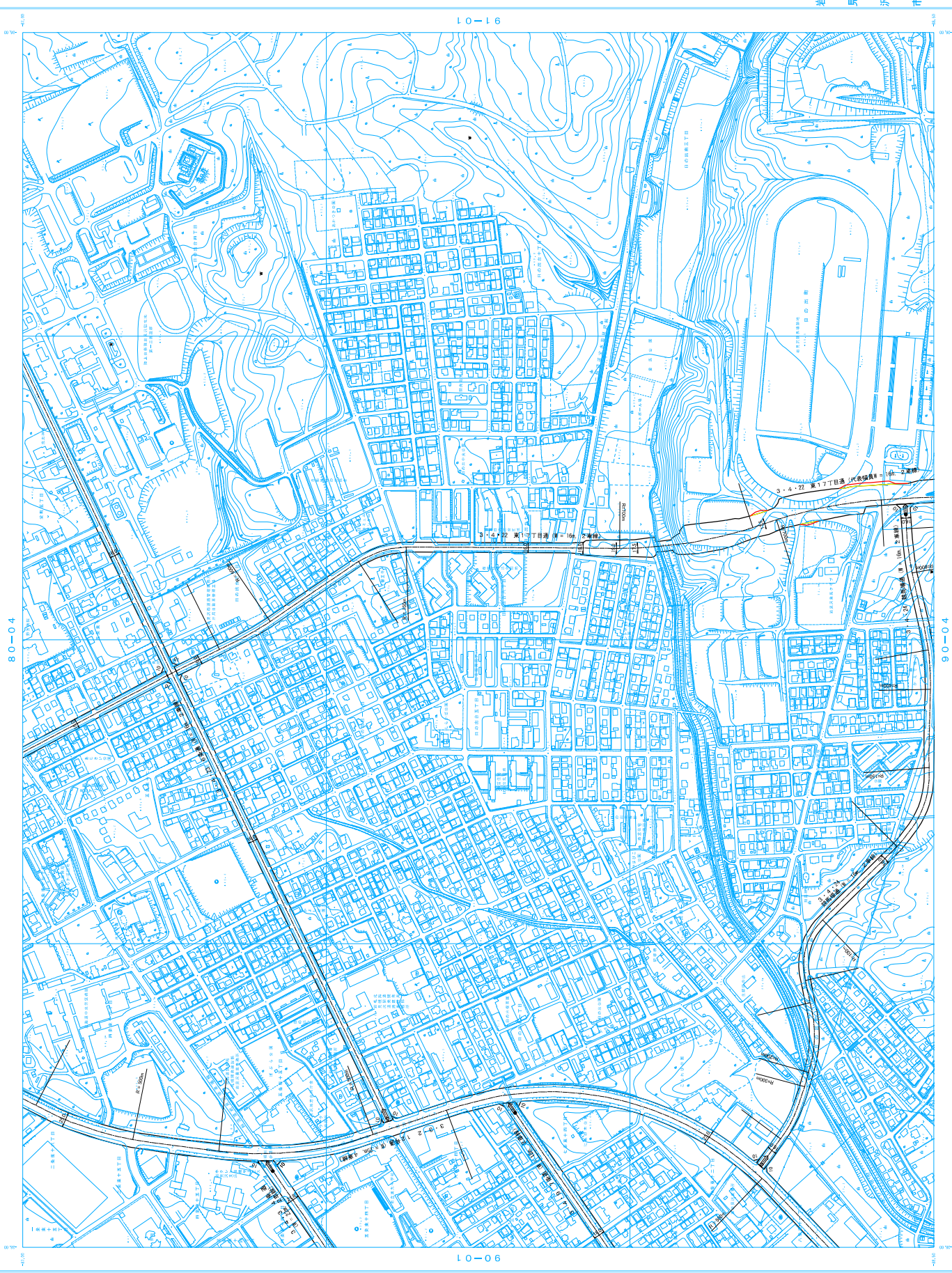
理 由

3・4・22号 東17丁目通で発生した法面崩壊の対策工事による拡大区域が確定したため、一部区域の変更をするものである。

変 更 説 明 書

新		旧		変更内容
番号	路線名	番号	路線名	
3・4・22	東 17 丁目通	3・4・22	東 17 丁目通	一部区域の変更（変更区間 L=約 170m）





MD-90-01	MD-90-02	MD-90-03	MD-90-04
MD-90-05	MD-90-06	MD-90-07	MD-90-08
MD-90-09	MD-90-10	MD-90-11	MD-90-12

行政区域



道路	河川	公園	緑地	施設	その他
1. 主要道路	1. 主要河川	1. 主要公園	1. 主要緑地	1. 主要施設	1. 主要その他
2. 一般道路	2. 一般河川	2. 一般公園	2. 一般緑地	2. 一般施設	2. 一般その他
3. 支線道路	3. 支線河川	3. 支線公園	3. 支線緑地	3. 支線施設	3. 支線その他
4. 小規模道路	4. 小規模河川	4. 小規模公園	4. 小規模緑地	4. 小規模施設	4. 小規模その他
5. 歩道	5. 歩道	5. 歩道	5. 歩道	5. 歩道	5. 歩道
6. 自転車道	6. 自転車道	6. 自転車道	6. 自転車道	6. 自転車道	6. 自転車道
7. 緑地	7. 緑地	7. 緑地	7. 緑地	7. 緑地	7. 緑地
8. 公園	8. 公園	8. 公園	8. 公園	8. 公園	8. 公園
9. 施設	9. 施設	9. 施設	9. 施設	9. 施設	9. 施設
10. その他	10. その他	10. その他	10. その他	10. その他	10. その他

岩見沢市